



これから新しい人材を採用される企業様へ

キャリアアップ助成金 (正社員化コース)のご案内

一人あたり

80万円



今回は、**新しく人材を採用する時に利用できる助成金**のご案内です。
助成金の専門家である当事務所がトータルアドバイスいたします。

キャリアアップ助成金 (正社員化コース) 概要

支給要件 ※下記以外にも多数の要件があります

契約社員・パート・アルバイトなど雇用期間の定めがある社員を、
正社員（もしくは無期雇用）に転換し、以下の条件を満たすこと。

- 1 転換後の賃金が**3%以上UP**していること
※賞与や一部手当はNG
- 2 転換についての制度を就業規則等で定めていること

雇用形態の定義

正規 同一の事業所内の正社員に適用される就業規則が適用され、
「賞与または退職金制度」かつ「昇給」が適用されている労働者

非正規 賃金の額または計算方法が「正社員と異なる雇用区分の就業規則
等」の適用を6か月以上受けている非正規雇用労働者

支給額 ※1年度1事業所当たりの支給申請上限人数20名

①有期 → 正規：1人あたり	80万円 (40万円×2期)
②無期 → 正規：1人あたり	40万円 (20万円×2期)

加算要件 下記取り組みを行った場合に、支給額が加算されます。

- 正社員転換制度を導入 ①②ともに20万円
- 人材開発支援助成金の訓練終了後に正社員化
※自発的職業能力開発訓練または定額制訓練 ①9.5万円②4.75万円
①11万円②5.5万円
- 派遣労働者を派遣先で正社員として直接雇用 ①②とも28.5万円
- 母子家庭の母等又は父子家庭の父 ①9.5万円②4.75万円
- 勤務限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに導入
1事業所あたり40万円

まずは活用に向けた無料相談をご利用ください

助成金活用無料相談実施中

あい社会保険労務士法人

TEL : 0863-81-5634

FAX : 0863-33-3896

岡山県玉野市御崎2-3-13

キャリアアップ助成金(正社員化コース)とは・・・?

企業内でのキャリアアップを目的として、契約社員・パート・アルバイトの方を正社員化（もしくは直接雇用）することで受給できる助成金です。

Q & A

Q “有期契約労働者”ってどんな人？

A 契約社員やパート・アルバイトなど、雇用期間に定めがある雇用形態で働く方を指します。
ただし、正社員化コースの受給をする上では、働いた期間が3年以内というルールがあります。

Q 有期契約労働者なら、誰でもいいの？

A 働き始めてから6か月が経っているか、正社員になることを前提として働き始めているか、など非常に細かいルールが決められています。
申請段階が非常に重要ですので、ぜひご相談ください。

Q “正規雇用労働者に転換”って何をすればいいの？

A 対象の有期契約労働者（契約社員、パート・アルバイト）を、いわゆる正社員に転換（登用）してください。
また、就業規則にて、正社員としての働き方が明確になっている必要があります。

Q 加算措置の“人材開発支援助成金の訓練”って何をすればいいの？

A 加算対象となる訓練に該当するコースは以下のとおりです。
(1) 人材育成支援コース
(2) 事業展開等リスクリング支援コース
(3) 人への投資促進コース

受給までの流れ



受給のポイント

1. ① 正社員転換前6か月と② 正社員転換後6か月で、転換後の賃金が3%以上UPしている（※ 賞与や諸手当は含めない）

2. 下記定義に基づき、正社員への転換を行う

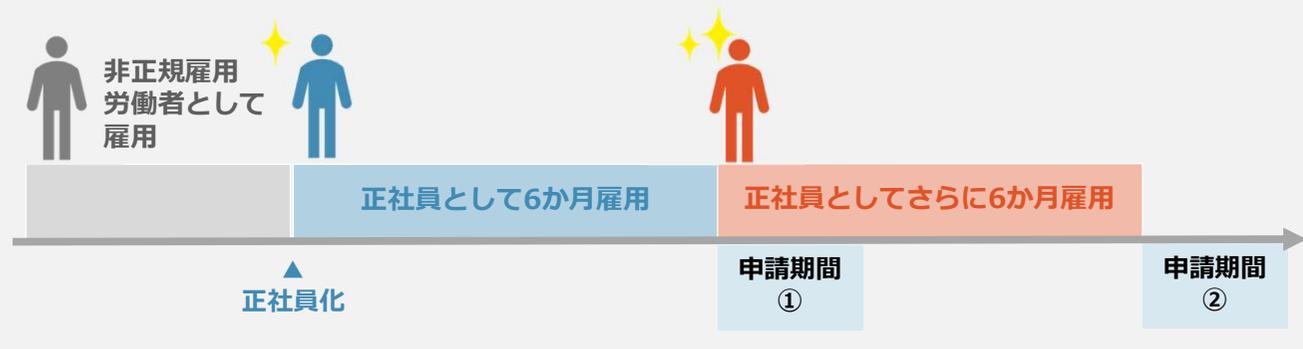
<正社員の定義>

正社員に適用される就業規則がある+「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」が適用されている

<非正規雇用の定義>

賃金の額または計算方法が「正社員と異なる雇用区分の就業規則等」の適用を6か月以上受けて雇用されている
有期または無期雇用労働者

図：キャリアアップ助成金を活用して正社員化する場合



まずは活用に向けた無料相談をご利用ください

助成金活用無料相談実施中

あい社会保険労務士法人

TEL : 0863-81-5634

FAX : 0863-33-3896

岡山県玉野市御崎2-3-13